

## 9 給油取扱所の位置、構造及び設備の基準

### (営業用屋外型)

#### 1 定義

給油取扱所とは、固定した給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所である。なお、当該給油取扱所において併せて灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量 4,000 L 以下のタンク（容量 2,000 L を超えるタンクにあつては、その内部を 2,000 L 以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入するため固定した注油設備によって危険物を取り扱う取扱所を含む。

(政令第3条第1項)

#### 2 給油空地

固定給油設備のうちホース機器の周囲（懸垂式の固定給油設備にあつては、ホース機器の下方）に、自動車等に直接給油し、及び給油を受ける自動車等が出入りするための、間口 10m 以上、奥行 6 m 以上の空地で給務省令で定めるものを保有すること。

(政令第17条第1項第2項)

※ 給油空地は、自動車等の出入り時における事故防止並びに給油に伴う危険物の火災等の事故発生の際危険を周囲に及ぼすことがないことを目的とした間口 10m 以上、奥行き 6 m 以上の空地で、固定給油設備を設け、自動車等の出入り及び給油に利用される、給油に必要な空地であり、他の用途、例えば洗車機等を設置し、その業務を行うなどの附帯業務に利用することはできない場所である。

##### 2. 1 給油空地の設定

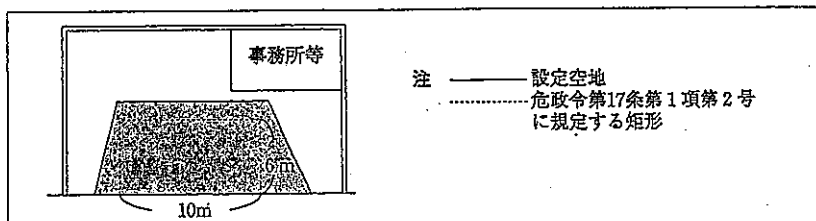
※① 間口とは、主たる道路に面する側であつて、主として自動車等の出入りする側に面した方の幅を指すものである。

② 給油空地は、最低、間口 10m、奥行き 6 m の矩形が道路に接して内在するように設置すること。

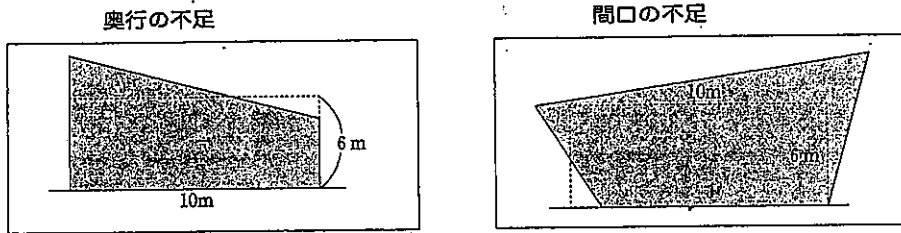
③ 給油空地は、道路境界線に接するとともに、入り口から固定給油設備に至る車両の動線及び固定給油設備から出口に至る車両の動線を含めて、その空地内に間口 10m 以上、奥行き 6 m 以上の矩形を包含し車両が出入りするのに必要な大きさを有していることが必要であり、給油対象となる自動車等の大きさ、給油台数等を考慮した十分な広さを確保すること。

##### 2. 2 給油空地の設定例

(1) 給油空地が確保されている例



(2) 給油空地が確保されていない例



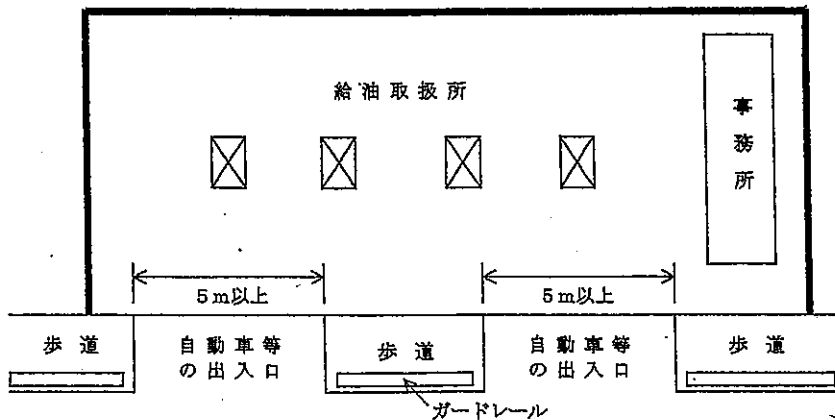
2.3 給油空地の特例

(1) 給油空地及び乗り入れ部について

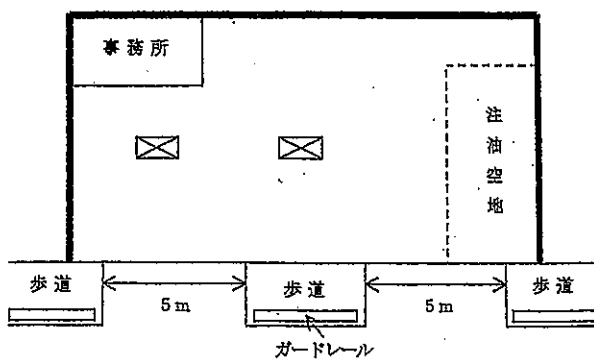
乗り入れ部の幅員等については、道路構造例を一部改正する政令により新たな歩道等の整備や既存の歩道等拡幅が推進され、今後給油取扱所の間口と乗り入れ部を同一のものとして確保できなくなる場合について、次の事項を満足する場合は政令第23条を適用し、認めて差し支えないものとする。

ア 給油空地は、間口（主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一辺の長さ）を10m以上とし、奥行きを6m以上とすること。

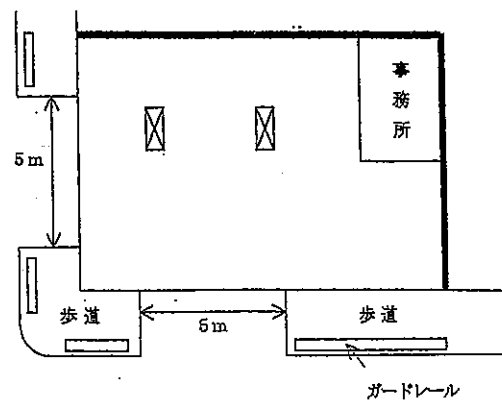
イ 乗り入れ部は、車両の出入りが円滑にできる幅を確保すること。



(認められる例)



(認められない例)



(認められない例)

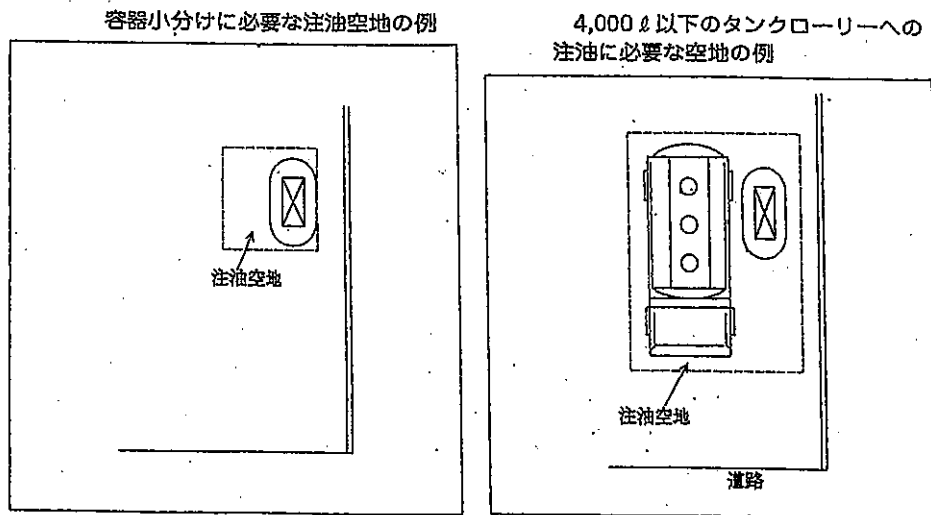
### 3 注油空地

注油空地は、固定注油設備の周囲に設定するもので、容器等への小分け、又は4,000 L以下のタンクローリー（2,000 L以下毎に仕切りを設けられたものに限る。）への注油に必要な空地とし、給油空地以外の専用の空地とする必要がある。

（政令第17条第1項第3号抜粋）

#### ※ 注油空地の設定

- ① 注油空地は、給油空地と兼用することはできない。
- ② 4,000 L以下のタンクローリーへ注油する場合は、その車両規模に応じた空地とすること。
- ③ 注油空地の出入口は、直接道路に接する必要はない。



### 4 給油及び注油空地の地盤

給油空地及び注油空地には、漏れた危険物が浸透しないための総務省令で定める舗装をすること。

（政令第17条第1項第4号）

※ 地盤面は、排水、可燃性蒸気の漏えい防止等のため、周囲の地盤面より高くするとともに、漏えいした危険物の集油及び雨水等の排水のために適当な傾斜をつけること。なお、適当な傾斜とは、100分の1程度の傾斜をつけ、漏えいした危険物等が側溝に速やかに流入する構造である。

#### 4.1 地盤面

漏えいした危険物が浸透し難く、排水が容易で、かつ、容易に燃え広がることがない等を目的として、コンクリート等で舗装しなければならない。

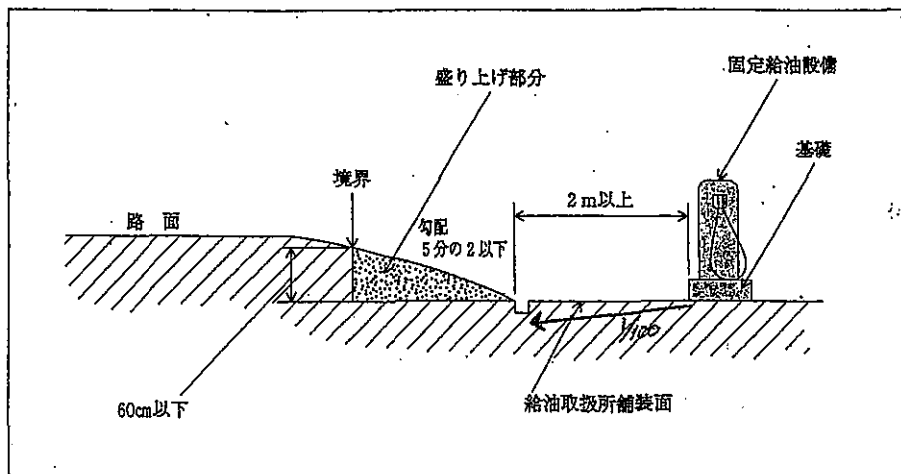
#### 4. 1. 1

- (1) 漏れた危険物が浸透し、又は当該危険物によって劣化し、若しくは変形するおそれがないものであること。
- (2) 当該給油取扱所において想定される自動車等の荷重により損傷するおそれがないものであること。
- (3) 耐火性を有するものであること。

#### 4. 2 地盤の特例

給油取扱所の周囲の地盤面が道路等のかさ上げ工事等のため、空地の地盤面より高くなった時は、次の措置を講ずることにより政令第23条を適用することができる。

- (1) かさ上げた道路と給油取扱所の境界の高低差は、0.6m以下であること。
- (2) 境界部分をコンクリート等により盛り上げること。
- (3) 盛り上げ部分の勾配は、5分の2以下とすること。
- (4) 盛り上げ部分と固定給油設備の基礎（アイランド）との距離は、2m以上確保すること。



### 5 排水溝及び油分離装置

#### 5. 1 排水溝

給油空地及び注油空地には、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該給油空地及び注油空地以外の部分に流出しないように総務省令で定める措置を講ずること。

(政令第17条第1項第5号)

- ※ 塀又は建築物等のない側には、すべて設け、油や洗浄水等が給油空地以外に流出しないように設ける。
- ※ 溝は、空地地盤の傾斜を考慮して設置し、土砂等の清掃ができるような大きさとする。また、車両等の出入側は特に溝縁を補強しておくことが望ましい。
- ※ 給油空地と注油空地の溝及び油分離装置は兼用することができる。

#### 5. 2 油分離装置

- ※ 油分離装置は、自動車等の出入りする通路をさげ、かつ、排水に便利な位置に設けること。

※ 油分離装置の規模は、空地面積及び取扱量（専用タンク貯蔵量も含む。）等を考慮して決定する。

- ① 鉄筋コンクリート造のもの又は硬質塩化ビニル製、鉄製のもので自動車の荷重により容易に変形又は破損しないものとする。
- ② 各区切り槽ごとに鉄板製のふたを設け、点検、清掃が可能な構造とすること。
- ③ 油分離装置の槽数は、原則として5槽とする。
- ④ 油分離装置のコンクリート部分は、完全防水とすること。

※ 空地内には、漏れた油その他の液体が直接下水溝等へ流出するおそれがあるマンホール等は設置しないこと。ただし、次のいずれかの方法で設置したときは、この限りでない。

- ① マンホールの枠は、凹型の溝が一重又は二重に設けられ、蓋は、当溝にかみ合い、かつ、穴の設けられていない重耐型（重荷重防水型）のマンホールとすること。
- ② マンホールに雨水等が流入するおそれのある場合は、当該マンホールの周囲に排水溝を設けること。

## 6 標識・掲示板

給油取扱所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に給油取扱所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

（政令第17条第1項第6号抜粋）

※ 標識及び掲示板については、別記「標識及び掲示板」によること。

## 7 専用タンク等

給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク又は容量10,000L以下の廃油タンクその他の総務省令で定めるタンク（以下「廃油タンク」という。）を地盤面下に埋没して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けないこと。

ただし、都市計画法第8条第1項第5号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量600L以下の簡易タンクを、その取り扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個まで設けることができる。

（政令第17条第1項第7号）

### 7. 1 専用タンクの設置基準

※ 中仕切りタンクによるガソリンと軽油又は灯油あるいは軽油と灯油の貯蔵は認められる。

### 7. 2 廃油タンクの基準

※ 廃油タンク又はボイラー等に直接接続する容量10,000L以下の地下貯蔵タンクをいう。

※ 廃油タンク等は、原則として、当該給油取扱所用に限定する。なお、隣接する同一経営者の自動車等の修理工場等に送油し、受け入れる場合は差し支えない。

※ ボイラー等へ供給するタンクは、灯油専用タンクと兼用することはできるが、給油取扱所以外へ供給することはできない。

※ 廃油タンク等には、潤滑油タンクは含まれない。

### 7. 3 簡易タンク

- ※ 固定給油設備に接続する容量 600L以下の簡易タンク（同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個まで）をいう。
- ※ 同一品質の危険物とは、全く同じ品質を有するものをいい、法別表第1に掲げている品名が同一であっても品質が異なるもの（例えばオクタン価の異なるガソリン等）は同一品質の危険物には該当しない。

### 7. 4 専用タンク等の位置、構造及び設備

専用タンク等の位置、構造及び設備については、地下タンク貯蔵所の基準及び簡易タンク貯蔵所の基準の規定の一部が準用される。

法第13条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第7号、第8号、第8号の2、第9号、第10号、第11号、第13号、第14号、第13条第2項、第3項

#### 7. 4. 1 その他の基準

- ※ 専用タンクは、給油取扱所内の敷地内とする。
- ※ 地下工作物が埋設されるおそれのある道路からできるだけ隔離すること。
- ※ 専用タンクは、タンク室構造又は、漏れを防止できる構造とするとともに、地下タンク貯蔵所の基準によること。
- ※ 注入のための配管は、タンク内の底部付近まで延長すること。
- ※ 注入口は、遠方注入方式とし、給油取扱所の敷地内に設けること。
- ※ 注入口は、衝撃等から保護するとともに、ふたのあるコンクリート製のボックス内に、かつ、地上に設けるとともに油種別の表示をすること。
- ※ 注入口付近には、移動タンク貯蔵所用の接地電極等を設けること。
- ※ 専用タンクの通気管は、地下タンク貯蔵所の基準によるとともに、防火塀の敷地側に設置すること。
- ※ 通気管は、4m以上とし、窓から1m以上離し、引火点が40℃未満の危険物を貯蔵するタンクの場合は、敷地境界線から1.5m以上離すこと。
- ※ 固定給油設備又は固定注油設備に危険物を注入するための配管は、当該固定給油設備又は固定注油設備に接続する専用タンク又は簡易タンクからの配管のみとすること。なお、配管については製造所の例によるほか、次の事項に留意すること。
  - ① 危険物を取り扱う配管で地盤面以上に設けるものは、衝撃により容易に損傷を受けることのないよう防護措置を講じ、かつ、その配管の接合は、危険物の漏れるおそれのない接合とすること。
  - ② 地上に設ける配管であって、点検困難な場所又は上屋に設ける配管の接合部は、溶接接合とする。また、上屋内部に設ける場合は、有効に目視点検できる点検口を設けること。

### 8 固定給油設備及び固定注油設備

固定給油設備及び固定注油設備は、漏れるおそれのない等火災予防上安全な総務省令で定める構造とするとともに、先端に弁を設けた全長5m（懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備にあつては、総務省令で定める長さ）以下の給油ホース又は注油ホース及びこれらの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

（政令第17条第1項第10号）

## 8. 1 固定給油設備の構造

### (1) ポンプ機器の構造

ア ポンプ機器は、当該ポンプ機器に接続される給油ホース又は注油ホース（以下、「給油ホース等」という。）の先端における最大吐出量が次のとおりとなるものであること。

(規則第25条の2第1項第1号イ、ロ)

- (ア) ガソリン又はメタノール若しくはこれを含有するもの・・・毎分 50L以下
- (イ) 軽油・・・毎分 180L以下
- (ウ) 灯油・・・毎分 60L以下
- (エ) 軽油・灯油（車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定注油設備のポンプ機器）・・・毎分 180L以下

イ 懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備のポンプ機器には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に、危険物を自動的に専用タンクに戻すことができる装置をポンプ吐出管部に設けること。

(規則第25条の2第1項第1号ハ)

ウ ポンプ又は電動機を専用タンク内に設けるポンプ機器（以下「油中ポンプ機器」という。）は、規則第24条の2に掲げるポンプ設備の例によるものであること。

(規則第25条の2第1項第1号ニ)

エ 油中ポンプ機器には、当該ポンプ機器に接続されているホース機器が転倒した場合において当該ポンプ機器の運転を停止する措置が講じられていること。

(規則第25条の2第1項第1号ホ)

オ 懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備のポンプ設備の停止装置は、操作が容易で、かつ、安全な場所（事務所の前等）に設置すること。

### (2) ホース機器の構造

ア 給油ホース等は、危険物に侵されないものとするほか、JIS K6343「送油用ゴムホース」に定める1種の性能を有するものとする。

(規則第25条の2第1項第2号イ)

イ 給油ホース等の先端に設ける弁及び給油ホース等の継手は、危険物の漏れを防止することができる構造とすること。

(規則第25条の2第1項第2号ロ)

ウ 給油ホース等は、著しい引張力が加わったときに当該給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置が講じられたものであること。

(規則第25条の2第1項第2号ハ)

エ ホース機器は、当該ホース機器に接続される給油ホース等が地盤面に接触しない構造とすること。

(規則第25条の2第1項第2号ニ)

オ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定注油設備のホース機器には、当該タンクの底部に達する注入管が設けられていること。

(規則第25条の2第1項第2号ホ)

カ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定注油設備のホース機器の注油ホースのうち、その先端における吐出量が毎分60Lを超えるものにあつては、危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造のものとし、当該

タンクへ専用注入するものとする。

(規則第25条の2第1項第2号へ)

キ 油中ポンプ機器に接続するホース機器には、当該ホース機器が転倒した場合において当該ホース機器への危険物の供給を停止する装置が設けられていること。

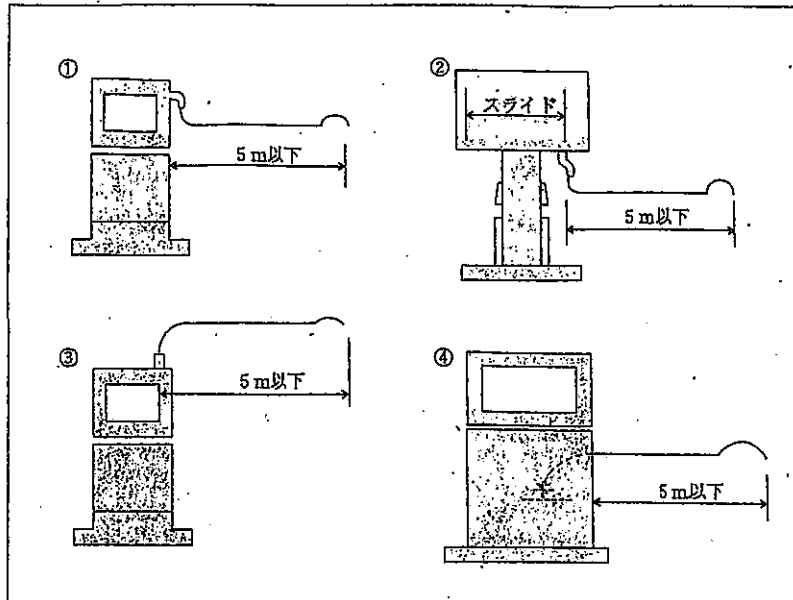
(規則第25条の2第1項第2号ト)

※ 給油ホース機器は、換気のよい場所に設置すること。

※ 地下式給油ホース機器は、雨水等が滞留した場合に、それを容易に除去できる構造とすること。

※ ホースの全長（懸垂式以外のもの）は、原則として、給油ホース及び注油ホースの取出口から弁を設けたノズルの先端までの長さとする。

固定給油設備等の給油ホースの長さ



(3) 固定給油設備等の本体の内部配管の構造

ア 配管は、固定給油設備等本体の内部配管で、ポンプ吐出部から給油ホース又は注油ホースの接続口までの送油管のうち弁及び計量機等を除く固定された送油管部をいう。

イ 配管は、金属性のものとし、かつ、0.5MPaの圧力で10分間水圧試験を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。

(規則第25条の2第1項第3号)

※ 固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に低下させる装置を設けること。なお、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に地下タンク等に戻すことができる装置が設けられている場合はこの限りでない。

※ 「圧力を自動的に低下させる装置」とは、バイパス弁、リリーフ弁等をいう。

※ 難燃性を有する材料で造られた外装を設けること。なお、「難燃性を有する外装材料」とは、準不燃材料のほか、JIS K7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験



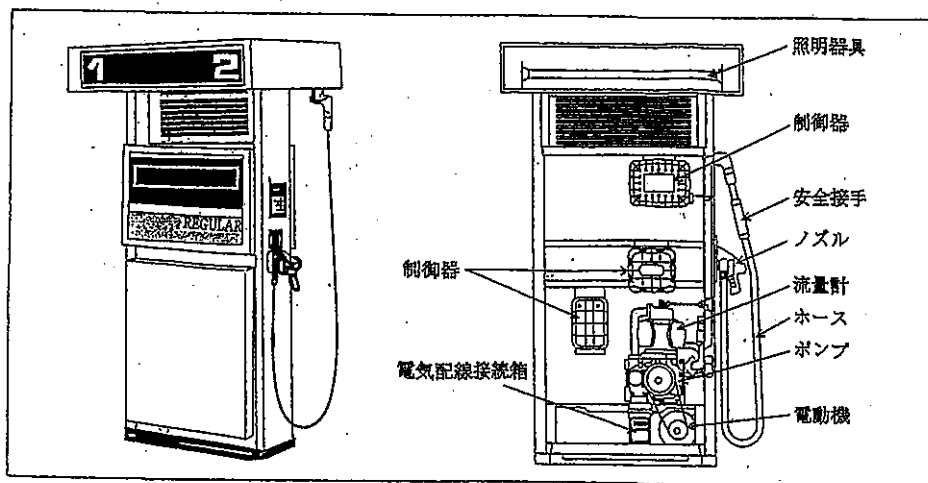
方法」により試験を行い、酸素指数が 26 以上となる高分子材料をいう。ただし、油量表示部等機能透視性を必要とするものについて必要最小限の範囲でこれによらないことができる。

※ 危険物保安技術協会による型式試験確認済証が貼付されているものは、構造・機能に関する技術上の基準に適合していると判断できること。

※ 上記型式試験確認済証の貼付のない場合は、メーカーの自社検査報告書により確認することができる。

※ 上記以外の場合は、上記の試験方法に準じた検査を行った検査報告書により確認することができる。

固定給油設備の構造例



## 9 固定給油設備及び固定注油設備の表示

固定給油設備及び固定注油設備には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所防火に関し必要な事項を表示すること。

(政令第 17 条第 1 項第 11 号)

※ 表示は、危険物の取扱いに際し、誤販売等を防止することを目的とするものである。

### 9. 1 給油ホース等の直近の位置に表示すること。

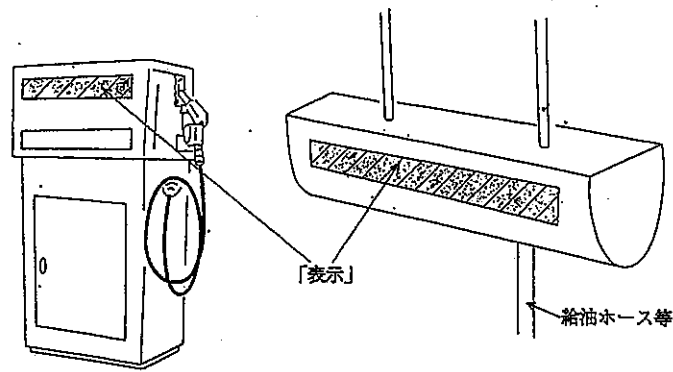
(規則第 25 条の 3)

### 9. 2 取り扱う危険物の品目を表示すること。

(規則第 25 条の 3)

※ 危険物の品目は、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうが、レギュラー、ハイオク等の通称名によるもので差し支えない。

計量機に設ける表示場所の例



## 10 固定給油設備及び固定注油設備の位置

### 固定給油設備の位置の基本事項

※ 固定給油設備の位置は、道路境界線側については、給油時に自動車等の一部又は全部が給油取扱所の空地からはみ出ることがないように、給油管の長さ、車幅等を勘案して定められたものである。また、敷地境界線及び建築物側については、給油等に伴う危険物の流出、可燃性蒸気の滞留等の事態が生じた場合における出火防止、火災等が発生した場合の延焼防止等、防災上の観点から、道路境界線から4 m以上、敷地境界線及び建築物の壁から2 m以上の間隔を保つよう規定されている。ただし、給油取扱所の建築物の開口部のない壁の側については、これらのおそれが少ないので危険物の取扱い、維持管理等を考慮して1 m以上に緩和されている。

### 10. 1 固定給油設備の位置

固定給油設備は、次に掲げる道路境界線等からそれぞれ当該道路境界線等について定める間隔を保つこと。ただし、総務省令で定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器については、この限りでない。

(政令第17条第1項第12号)

10. 1. 1 総務省令で定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器は、次に掲げる要件に適合するポンプ室にポンプ機器を設ける場合又は油中ポンプ機器を設ける場合とする。

- (1) ポンプ室は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合は、上階の床）を耐火構造とすること。
- (2) ポンプ室の出入口は、給油空地に面するとともに、当該出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
- (3) ポンプ室には、窓を設けないこと。

(規則第25条の3の2)

10. 1. 2 道路境界線からの離隔距離

| 固定給油設備の区分  |   | 間隔    |
|------------|---|-------|
| 懸垂式の固定給油設備 |   | 4 m以上 |
| その他の固定給油設備 | 固定給油設備に接続されている給油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下「最大給油ホース全長」という。）が3 m以下のもの | 4 m以上 |
|            | 最大給油ホース全長が3 mを越え4 m以下のもの  | 5 m以上 |
|            | 最大給油ホース全長が4 mを越え5 m以下のもの  | 6 m以上 |

10. 1. 3 敷地境界線からの離隔距離・・・2 m以上

10. 1. 4 建築物の壁からの離隔距離・・・2 m以上（給油取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、1 m以上）

10. 2 固定注油設備の位置

固定注油設備は、次に掲げる固定給油設備等からそれぞれ当該固定給油設備等について定める間隔を保つこと。ただし、総務省令で定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器については、この限りでない。

（政令第17条第1項第13号）

10. 2. 1 総務省令で定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器は、次に掲げる要件に適合するポンプ室にポンプ機器を設ける場合又は油中ポンプ機器を設ける場合とする。

(1) ポンプ室は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合は、上階の床）を耐火構造とすること。

(2) ポンプ室の出入口は、給油空地に面するとともに、当該出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

(3) ポンプ室には、窓を設けないこと。

（規則第25条の3の2）

10. 2. 2 固定給油設備からの離隔距離

| 固定給油設備の区分  |   | 間隔    |
|------------|---|-------|
| 懸垂式の固定給油設備 |   | 4 m以上 |
| その他の固定給油設備 | 固定給油設備に接続されている給油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下「最大給油ホース全長」という。）が3 m以下のもの | 4 m以上 |
|            | 最大給油ホース全長が3 mを越え4 m以下のもの  | 5 m以上 |
|            | 最大給油ホース全長が4 mを越え5 m以下のもの  | 6 m以上 |

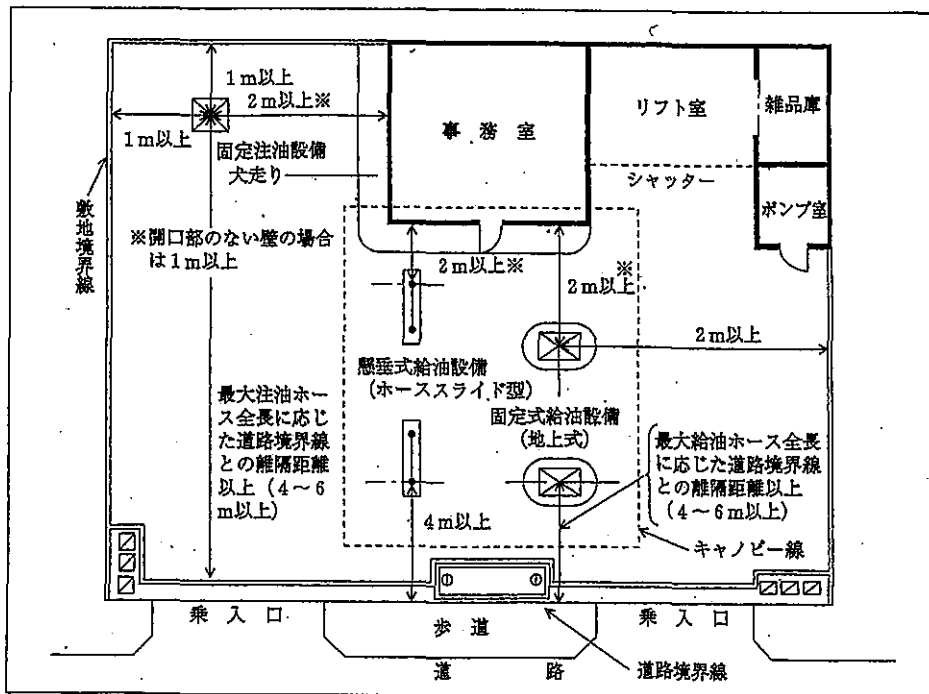
10. 2. 3 道路境界線からの離隔距離

| 固定注油設備の区分  |   | 間隔    |
|------------|---|-------|
| 懸垂式の固定注油設備 |   | 4 m以上 |
| その他の固定注油設備 | 固定注油設備に接続されている注油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下「最大注油ホース全長」という。）が3 m以下のもの | 4 m以上 |
|            | 最大注油ホース全長が3 mを越え4 m以下のもの  | 5 m以上 |
|            | 最大注油ホース全長が4 mを越え5 m以下のもの  | 6 m以上 |

10. 2. 4 敷地境界線からの離隔距離・・・1 m以上

10. 2. 5 建築物の壁からの離隔距離・・・2 m以上（給油取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、1 m以上）

固定給油設備及び固定注油設備の位置



11 懸垂式固定給油設備等のホース機器引出口の高さ・緊急停止装置

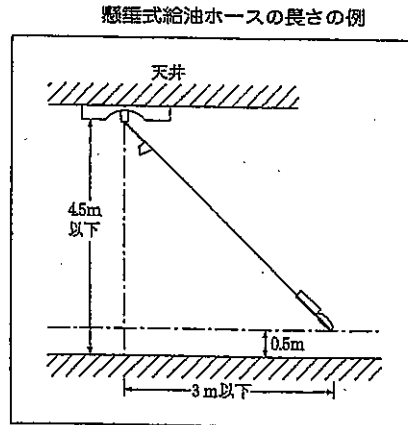
11. 1 ホース機器の引出口の高さ及びホース等の全長

懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備にあつては、ホース機器の引出口の高さを地盤面から4.5m以下とすること。

(政令第17条第1項第14号)

11. 1. 2 給油ホース等（ノズルを含む。）の全長は、給油ホース等の引出口から地盤面舗装上 0.5mの水平面に垂線を下ろし、その交点を中心として当該水平面において給油ホース等の先端で円を描いた場合において、半径 3 mを越える円を描くことができない長さとする。

（規則第 25 条の 2 の 2）



## 11. 2 緊急停止装置

懸垂式の固定給油設備または固定注油設備を設ける給油取扱所には、当該固定給油設備又は固定注油設備のポンプ機器を停止する等により専用タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。

（政令第 17 条第 1 項第 15 号）

## 12 建築物の規制

給油取扱所には、給油又はこれに付帯する業務のための総務省令で定める用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けないこと。この場合において、給油取扱所の係員以外の者が出入りする建築物の部分で総務省令で定めるものの床面積の合計は、避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める面積を越えてはならない。

（政令第 17 条第 1 項第 16 号）

### 12. 1. 1 総務省令で定める建築物の用途は次のとおり。

- (1) 給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場
- (2) 給油取扱所の業務を行うための事務所
- (3) 給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場
- (4) 自動車の点検・整備を行う作業場
- (5) 自動車等の洗浄を行う作業場
- (6) 給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所

（規則第 25 条の 4 第 1 項）

### 12. 1. 2 総務省令で定める面積の上限

前記(2)から(4)までの用途に供する床又は壁で区画された部分の総務省令で定める面積は、300 m<sup>2</sup>とする。

（規則第 25 条の 4 第 2 項）

※ その他の給油又はこれに付帯する業務のための用途と認められるものは、次の業務とする。

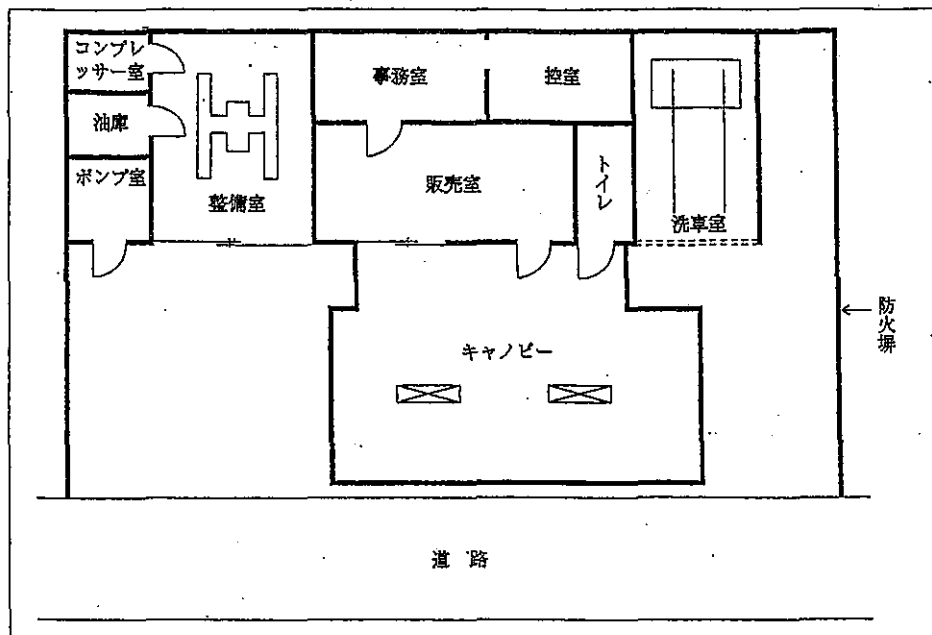
- ① 店舗内における指定数量未満の潤滑油、灯油等の販売
- ② 店舗内におけるカートリッジタイプのガスボンベの販売
- ③ LPG販売の取り次ぎ
- ④ 自動車等の12月、24月定期整備点検
- ⑤ 現金自動支払機（ATM）の設置によるキャッシュサービス
- ⑥ 給油の業務を行わない時間帯での物品販売
- ⑦ 自動車の部分的な補修を目的とする塗装作業

「塗装業務の範囲」・・・自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務は、規則第25条の4第1項④の「自動車の点検・整備」に該当するもので、「部分的」とはドア1枚、フェンダー等の一部位、又は比較的短時間で作業が完了する程度の小規模な傷、へこみ等をいう。

※ 給油又はこれに付帯する業務のための用途とは関係がないため認められないものは、次の業務とする。

- ① キャバレー、パチンコ店、ゲームセンター等の風俗営業に係るもの
- ② 理容室、美容室等
- ③ 長距離トラック運転手用の風呂場、シャワー室等の公衆浴場的なもの
- ④ 建築物の窓を介しての物品販売及びドライブスルー形式の販売

給油取扱所の建築物の用途例

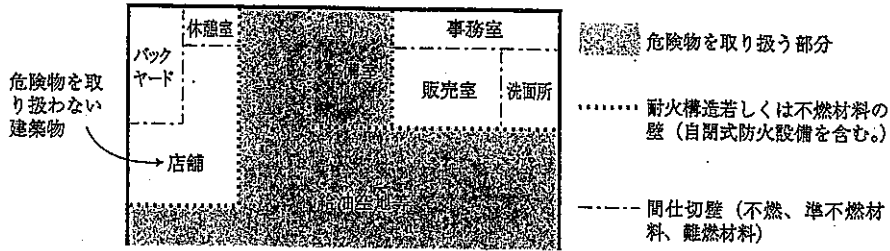


## 12. 2 建築物の構造等

給油取扱所に設ける建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口（自動車等の出入口で総務省令で定めるものを除く）に防火設備を設けること。この場合において、当該建築物の総務省令で定める部分は、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画され、かつ、防火上必要な総務省令で定める構造としなければならない。

（政令第17条第1項第17号）

屋外給油取扱所の例



※ 上屋（キャノピー）に採光のためにガラスを使用することについては、当該ガラスが次に適合している場合に限り、使用を認めても差し支えない。

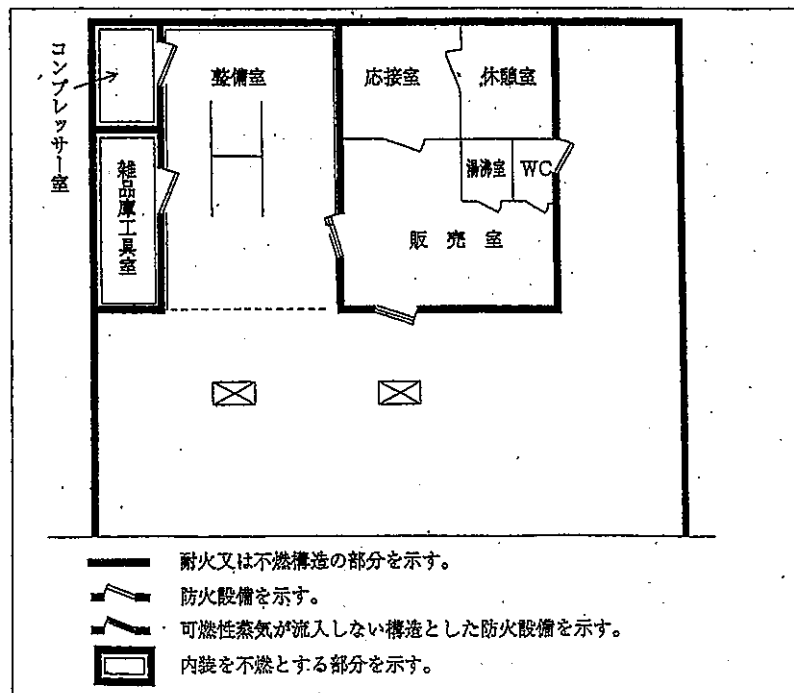
- ① 地震による振動により容易に破損・落下しないように、ガラス取り付け部が耐震性を有していること。
- ② 火災時に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入ガラスを使用していること。
- ③ 万一破損した場合においても、避難及び消防活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止フィルム等により飛散防止措置をしていること。
- ④ ガラスの使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても、周囲の状況から判断し、延焼防止に支障のないものであること。

※ 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることができる自動閉鎖の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁については、準不燃材料又は難燃材料の使用を認めても差し支えない。

※ 内装材料（下地を含む）

- ① リフト室、注油室、油庫、機械室、工具室、ポンプ室等の壁、天井（天井のない場合は屋根）及び床の屋内に面する部分の仕上げ材料は、不燃材料とすること。
- ② 販売室の壁、天井（天井のない場合は屋根）及び床の屋内に面する部分は、準不燃材料又は難燃材料の使用を認めても差し支えない。

建築物内の構造例



※ 油庫

- ① 取扱いに必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- ② 可燃性蒸気が、滞留するおそれのある場合、蒸気を屋外の高所に排出する設備を設けること。
- ③ 出入口は、必要最小限とし、かつ、特定防火設備を設けること。

12. 2. 1 ポンプ室の構造

- (1) 床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留しないように適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。
- (2) 危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (3) 可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等には、その蒸気を屋外に排出する設備を設けること。

(政令第17条第1項第20号)

※ 道路境界線等から離隔距離を要しないポンプ室

- ① 壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合は、上階の床）を耐火構造とすること。
- ② 出入口は、給油空地に面するとともに、当該出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
- ③ 窓を設けないこと。

(規則第25条の3の2)

※ リフト室は、前記に掲げるほか、次によること。

- ① 前面側を開放して使用する形態のものにあっては、壁体等に設ける室内換気用の換気扇をもって排出設備とすることができる。
- ② 整備室前面側（自動車等の出入口側）は、有効な換気が得られる場合は、換気設備に兼ねることができる。
- ③ 前①及び②により、換気が行われている場合は、整備室内の床面から0.6m以内の場所を除き、電気設備は非防爆構造で足りる。

13 自動車等の出入りする側

給油取扱所の周囲には、自動車等の出入りする側を除き、火災による被害の拡大を防止するための高さ2m以上の塀又は壁であって、耐火構造のもの又は不燃材料で造られたもので総務省令で定めるものを設けること。

(政令第17条第1項第19号)

13. 1 塀又は壁の要件

- (1) 開口部（防火設備ではめごろし戸であるもの（ガラスを用いるものである場合には、網入ガラスを用いたものに限る。）が設けられたものを除く。）を有しないものであること。
- (2) 給油取扱所において告示で定める火災が発生するものとした場合において、当該火災により当該給油取扱所に隣接する敷地に存する建築物の外壁その他の告示で定める箇所における輻射熱が告示で定める式を満たすこと。

(規則第25条の4の2)

※ 塀等の開口部

塀（壁をもって塀に代える場合を含む。）の部分には、出入口、窓等の開口部を設

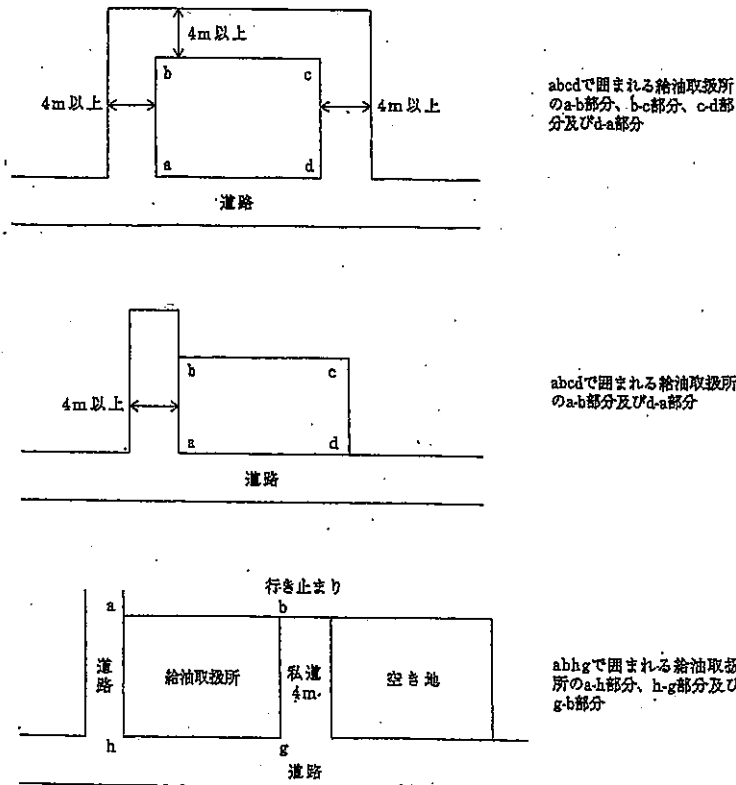


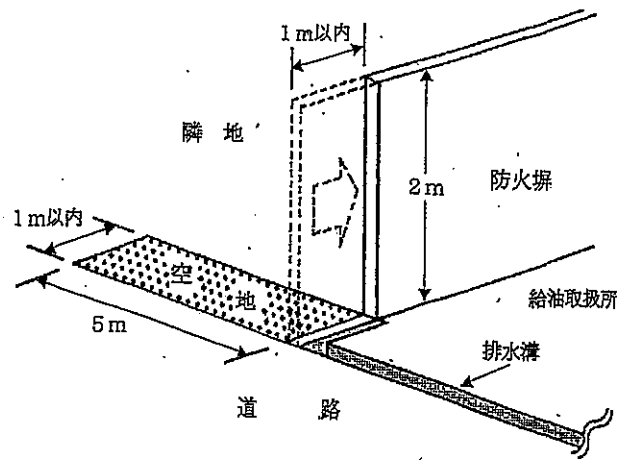
けないものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- ① 塀の内側に耐火構造の壁及び特定防火設備で区画された事務所等がある場合で、当該事務所等の隣地に面する外壁に開口部を設ける場合。
- ② 給油取扱所の建築物が幅員4 m以上の道路、河川及び鉄道線路に面する壁に窓等の開口部を設ける場合。
- ③ 当該塀を隔てて接する敷地が給油取扱所と同一の所有若しくは占有に係る敷地であり、かつ、火災予防上安全であると認められるとき、又は避難上必要があり、やむを得ないと認められるときで、幅1 m以下の出入口でストッパーなしの自動閉鎖の特定防火設備を設ける場合。
- ④ 採光のため、やむを得ないと認められるときで、開口面積を1 m<sup>2</sup>以下の鉄製枠網入ガラスで、はめごろしとした窓を給油取扱所の建築物の窓に設ける場合。
- ⑤ 湯沸し室、便所等用途上換気を必要とし、かつ、延焼防止上支障がないと認められるときで、開口面積を0.1 m<sup>2</sup>以下の鉄製枠網入ガラスとした窓又は換気扇等を設ける場合。

※ 塀の特例

前面道路の交通が頻繁なもの又は前面道路に歩道等があり、給油取扱所から自動車等が出る際に交通事故が発生するおそれのある等、止むを得ない事情がある場合で、かつ、隣地に建築物がない場合にあつては、塀を道路境界線から1 m以内に限り、後退させることができる。





14 可燃性蒸気流入防止構造

政令第17条第1項第17号に規定する建築物のうち、事務所その他火気を使用するもの（総務省令で定める部分を除く。）は、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない総務省令で定める構造とすること。

（政令第17条第1項第18号）

14. 1 総務省令で定める部分

- (1) 自動車等の点検・整備を行う作業場
- (2) 自動車等の洗浄を行う作業場

（規則第25条の4第5項）

14. 2 総務省令で定める構造（可燃性蒸気が内部に流入しない構造）

- (1) 出入口は、随時開くことができる自動閉鎖のものとする。
- (2) 犬走りまたは出入口の敷居の高さは、15cm以上であること。

（規則第25条の4第5項）

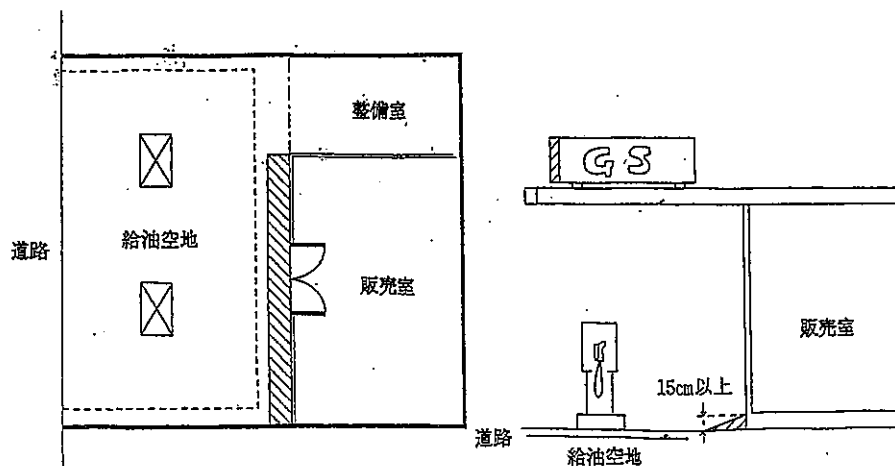
\* 事務所等への荷物の搬入又は車椅子使用者に対する利便性の向上から、これに代えてスロープを設置する場合は、次によること。

- ① スロープの最下部から最上部までの高さが0.15m以上であること。

なお、スロープが明確でない場合は、最上部からの高さの差が0.15m以上となるところまでをスロープとみなすものとする。

- ② スロープは、給油又は注油に支障がない位置に設けること。
- ③ スロープ上において給油又は注油を行わないこと。

コンクリート製スロープの設置例



コンクリート等の耐油性を有する材料により造られたスロープ

15 電気設備

電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

(政令第17条第1項第21号)

※ 危険物を取り扱う設備においては、可燃性蒸気又は可燃性微粉が漏出し、又は滞留するおそれがあるので、このような場所に設ける電気設備については、電気設備が火災等を発生させる火源とならないように配慮することを目的としている。

なお、詳細は、別記「製造所等の電気設備に係る運用基準」(平成20年3月28日付大消予第87号)によること。

16 附随設備

自動車等の洗浄を行う設備その他給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、総務省令で定めるところにより設けること。

(政令第17条第1項第22号)

なお、給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器とする。

(規則第25条の5各項)

16. 1 自動車等の洗浄を行う設備

自動車等の洗浄を行う設備の位置、構造又は設備の基準は、次のとおりとする。

(規則第25条の5第2項)

- (1) 位置は、固定給油設備(ポンプ室に設けられたポンプ機器及び油中ポンプ機器を除く。)から次表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上、かつ、道路境界線から2m以上離れた場所であること。ただし、建築物内の自動車等の洗浄を行う作業場については、この限りでない。
- (2) 構造等は、周囲には、不燃材料で造った高さ1m以上の囲いを設けるとともに、その囲いの出入口は、固定給油設備に面しないものとする(蒸気洗浄機に限る)。
- (3) 排気筒には、高さ1m以上の煙突を設けること(蒸気洗浄機に限る)。

| 固定給油設備の区分  |                        | 距離 |
|------------|------------------------|----|
| 懸垂式の固定給油設備 |                        | 4m |
| その他の固定給油設備 | 最大給油ホース全長が3m以下のもの      | 4m |
|            | 最大給油ホース全長が3mを超え4m以下のもの | 5m |
|            | 最大給油ホース全長が4mを超え5m以下のもの | 6m |

16. 2 自動車等の点検・整備を行う設備

自動車等の点検・整備等を行う設備の位置、構造又は設備の基準は、次のとおりとする。

(規則第25条の5第2項第2号)

(1) 設備の種類

オートリフト(油圧式・電動式)、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチェンジャー

- (2) 位置は、固定給油設備(ポンプ室に設けられたポンプ機器及び油中ポンプ機器を除く。)から次表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上、

かつ、道路境界線から2m以上離れた場所であること。ただし、建築物内の自動車等の点検・整備等を行う作業場については、この限りでない。

| 固定給油設備の区分  |                        | 距離 |
|------------|------------------------|----|
| 懸垂式の固定給油設備 |                        | 4m |
| その他の固定給油設備 | 最大給油ホース全長が3m以下のもの      | 4m |
|            | 最大給油ホース全長が3mを超え4m以下のもの | 5m |
|            | 最大給油ホース全長が4mを超え5m以下のもの | 6m |

(3) 油圧オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等危険物を取り扱う設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。

ア 危険物を収納する部分には、それぞれの容量により、鋼板の厚み規制、気密性が基準に合致していること。なお、原則として屋内又は地下に設けること。

| 危険物を収納する部分の容量 | 板厚       |
|---------------|----------|
| 40L以下         | 1. 0mm以上 |
| 40Lを越え100L以下  | 1. 2mm以上 |
| 100Lを越え250L以下 | 1. 6mm以上 |
| 250Lを越えるもの    | 2. 0mm以上 |

イ 付属設備のタンクで地下に埋設するものについては、専用タンクと同等の防錆措置を講ずること。

ウ 地震等により、容易に転倒又は落下しないように設置すること。

エ ウォールタンクには、通気管、液面計等を設ける電気設備は、防爆構造とすること。

オ 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける電気設備は、防爆構造とすること。

カ 附随設備は、空地外に設置すること。

16. 3 混合燃料油調合機（ガソリンと潤滑油とを一定の割合をもって混合する装置）混合燃料油調合機の位置、構造又は設備の基準は、次のとおりとすること。

（規則第25条の5第2項第3号）

(1) 位置は、給油に支障のない場所であつて、建築物（建築物内の給油又は灯油の詰替えのための作業場を除く。）から1m以上、かつ、道路境界線から4m以上離れた場所であること。

(2) 構造は、蓄圧送式のもの、常用圧力に耐える構造とし、かつ、適当な安全装置を設けること。

16. 4 附随設備以外の設備

給油空地内には給油設備以外の設備は設けてはならない。ただし、次の設備については、必要最小限の範囲で設けることができる。

- (1) POS用カードリーダー
- (2) クイックサービスユニット
- (3) 現金自動釣銭機

16. 5 物品販売等の業務場所

(1) 原則として、建築物の1階とするが、建築物の2階から建築物内の場所を通ることなく安全に給油取扱所の敷地外へ避難することができる構造を有する建築物であ

れば2階においても販売等ができるものとする。

(2) 犬走りのうち出入口の近傍におけるタイヤ等の展示は、行うことができる。

(3) 自動販売機による販売は、原則として事務所等建築物内以外ではできないこと。

## 9. 1 給油取扱所の位置、構造及び設備の基準

### (営業用屋内型)

#### 1 定義

屋内型給油取扱所とは、建築物内に設置するもの又は建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分（床又は壁で区画された部分に限る。）の1階の床面積を減じた面積が、給油取扱所の敷地面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分の1階の床面積を減じた面積の3分の1を越えるものとする。

(規則第25条の6)

#### I

①建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積

—

②建築物の給油取扱所の用に供する部分（床又は壁で区画された部分に限る。）  
販売室・ポンプ室・油庫・コンプレッサー室  
店舗・整備室・洗車室・住居・本店事務所

= ③上屋（キャノピー）面積（建物の庇含む）

#### II

④給油取扱所の敷地面積

—

上記②

=

⑤敷地内の空地面積

I 及び II から ③/⑤ > 1/3 (屋内給油取扱所の例)

#### 2 適用基準

屋内給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令第17条第1項第1号から第6号まで、第7号本文、第9号から第16号まで及び第19号から第23号までの規定が準用される。

(政令第17条第2項)

| 条 項              | 基 準 内 容           |
|------------------|-------------------|
| 第 17 条第 1 項第 1 号 | 固定給油設備            |
| 第 1 項第 2 号       | 給油空地              |
| 第 1 項第 3 号       | 注油空地              |
| 第 1 項第 4 号       | 舗装                |
| 第 1 項第 5 号       | 貯留設備及び油分離装置       |
| 第 1 項第 6 号       | 標識・掲示板            |
| 第 1 項第 7 号本文     | 専用タンク及び廃油タンク      |
| 第 1 項第 9 号       | 配管                |
| 第 1 項第 10 号      | 固定給油設備及び固定注油設備の構造 |
| 第 1 項第 11 号      | 固定給油設備及び固定注油設備の表示 |
| 第 1 項第 12 号      | 固定給油設備の位置         |
| 第 1 項第 13 号      | 固定注油設備の位置         |
| 第 1 項第 14 号      | 懸垂式固定給油（注油）設備の構造  |
| 第 1 項第 15 号      | ポンプ機器の緊急停止装置      |
| 第 1 項第 16 号      | 建築物の規制（用途及び面積制限）  |
| 第 1 項第 19 号      | 塀又は壁の構造           |
| 第 1 項第 20 号      | ポンプ室等の構造          |
| 第 1 項第 21 号      | 電気設備              |
| 第 1 項第 22 号      | 付随設備              |
| 第 1 項第 23 号      | 給油に支障があると認められる設備  |

### 3 建築物の構造及び用途制限

屋内給油取扱所は、壁、柱、床及びはりが耐火構造で、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1（六）に掲げる用途に供する部分を有しない建築物（総務省令で定める設備を設けたものに限る。）に設置すること。

（政令第 17 条第 2 項第 1 項）

#### 3. 1 総務省令で定める設備

屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分に自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備その他の設備とする。

（規則第 25 条の 7）

#### 3. 2 他用途等の区画

建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とするとともに、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。ただし、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階がない場合には、屋根を不燃材料で造ることができる。

（政令第 17 条第 2 項第 5 号）

#### 3. 2. 1 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分のうち、総務省令で定める部分は、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の屋内給油取扱所の用に供する他の部分と区画され、かつ、防火上必要な総務省令で定める構造とすること。

（政令第 17 条第 2 項第 6 号）

(1) 総務省令で定める部分とは、規則第 25 条の 4 第 1 項第 5 号の用途に供する部分とする。

(2) 防火上必要な総務省令で定める構造とは、給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口がない構造とする。

(規則第 25 条の 4 第 4 項)

### 3. 3 給油取扱所の出入口

建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の窓及び出入口（自動車等の出入口で総務省令で定めるものを除く。）には、防火設備を設けること。

(政令第 17 条第 2 項第 7 号)

(1) 上記自動車等の出入口で総務省令で定める部分とは、規則第 25 条の 4 第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号の用途に供する部分に設ける自動車等の出入口とする。

(規則第 25 条の 4 第 3 項)

### 3. 4 可燃性蒸気流入防止構造

建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分のうち、事務所その他火気を使用するもの（総務省令で定める部分を除く。）は、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない総務省令で定める構造とすること。

(政令第 17 条第 2 項第 8 号)

3. 4. 1 総務省令で定める部分とは、規則第 25 条の 4 第 1 項第 3 号及び第 4 号の用途に供する部分とする。

3. 4. 2 総務省令で定める構造とは、次のとおり。

(1) 出入口は、随時開けることができる自動閉鎖のものとする。

(2) 犬走り又は出入口の敷居の高さは、15cm 以上であること。

(規則第 25 条の 4 第 5 項)

## 4 過剰注入防止措置

専用タンクには、危険物の過剰の注入を自動的に防止する設備を設けること。

(政令第 17 条第 2 項第 4 号)

※ 専用タンクには、タンクローリー等による過剰な注入を防止するため、タンクの液面をフロート等により直接又は液面計と連動して自動的に危険物の過剰の注入を防止する設備を設けること。

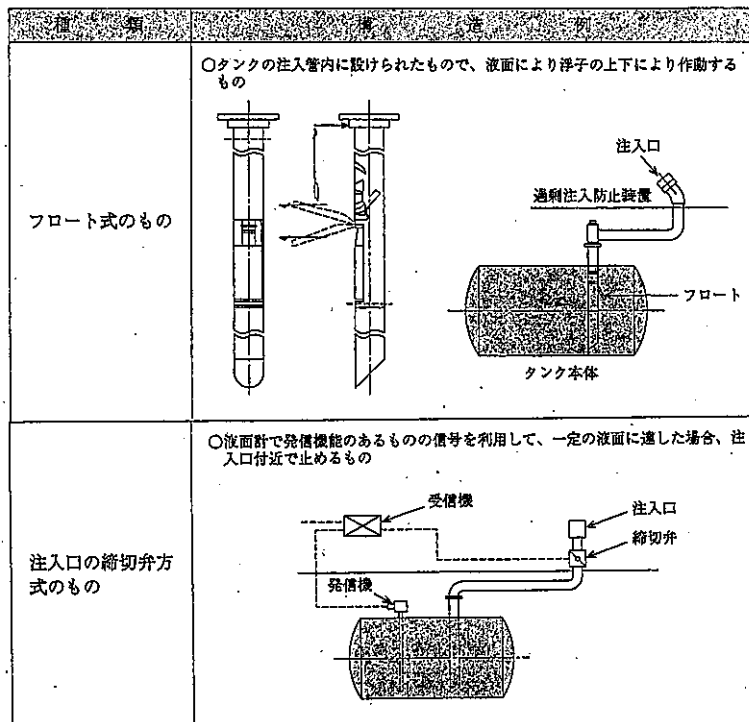
※ なお、過剰注入防止措置の例としては、次のようなものがある。

① タンクの注入管内に設けられたもので、液面により浮子の上下により作動するフロート式のもの。

② 液面計で発信機能のあるものの信号を利用して、一定の液面に達した場合、注入口付近で止める注入口締切弁方式のもの。



過剰注入防止装置の構造例



## 5 給油取扱所の開放性と講ずべき措置

### 5. 1 屋内給油取扱所の開放性

建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の1階の二方については、自動車等の出入する側又は通風及び避難のための総務省令で定める空地に面するとともに、壁を設けないこと。ただし、総務省令で定める措置を講じた屋内給油取扱所にあつては、当該建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の1階の一方について、自動車等の出入する側に面するとともに、壁を設けないことをもって足りる。

(政令第17条第2項第9号)

5. 1. 1 二方が開放されている屋内給油取扱所とみなされる場合の避難及び通風空地  
二方が開放されているとみなされる場合の避難及び通風空地は、次のとおりとする。

(規則第25条の8)

- (1) 当該空地は、給油空地・注油空地並びに規則第25条の4第1項第3号及び第4号の用途に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有すること。
- (2) 当該空地は、間口が6m以上、奥行が建築物の規則第25条の4第1項第1号の用途に供する部分の奥行以上であり、かつ、避難上及び通風上有効な空地であること。
- (3) 当該空地は、その範囲を表示するとともに、その地盤面に「駐停車禁止」の文字を表示すること。この場合において、表示の色は黄色とするとともに、文字の表示の大きさは、縦1m以上、横5m以上とする。

※ 一方が道路に面する給油取扱所において、自己敷地内に道路にかわって、「避難及び通風上有効な空地」(以下「避難及び通風空地」という。)を設けることにより、二方が開放されている屋内給油取扱所とみなされる。

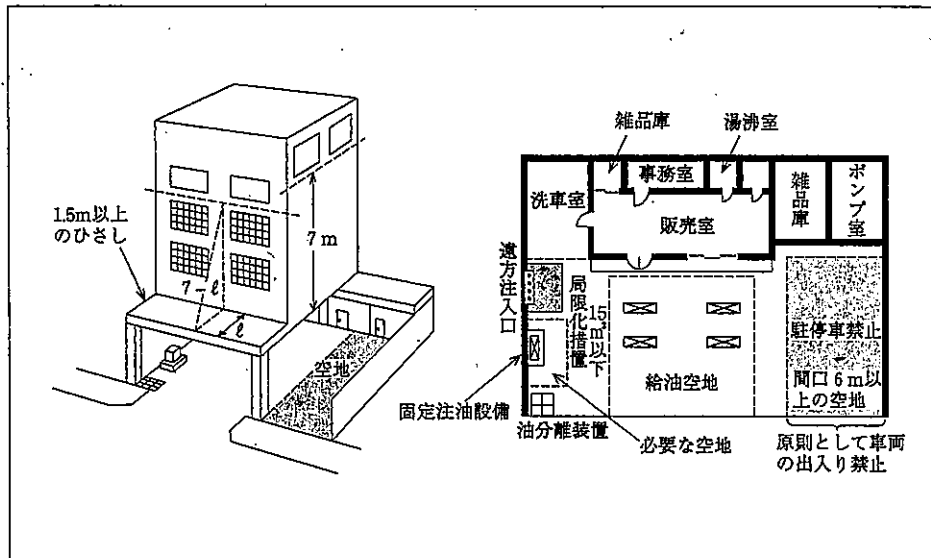
① 「避難及び通風空地」は次によること。

- ・給油空地、注油空地及び漏えい拡大防止措置以外の場所とする。
- ・車両等の乗入口又は乗入通路としては認められないものであること。

② 「屋外の場所」とは、上屋等一切の建築物の設けられていない場所をさすものである。

- ③ 洗浄室又は整備室等自動車の進入路は、避難空地に面する場所に設けてはならない。
- ④ 避難空地には、漏れた危険物が流入しないように、当該空地と給油空地等及びその他の空地との境界には排水溝を設けなければならない。
- ⑤ 避難空地内には、滞油のおそれのある油分離装置を設けてはならない。

避難空地を設けた給油取扱所の例



## 5. 2 一方のみが開放されている屋内給油取扱所

一方のみが開放されている屋内給油取扱所において講ずる措置とは、次のとおりとする。

### (規則第25条の9)

(1) 給油取扱所の建築物の規則第25条の4第1項第1号の用途に供する部分の各部分から次に掲げるいずれかの場所までの距離が10m以内であること。

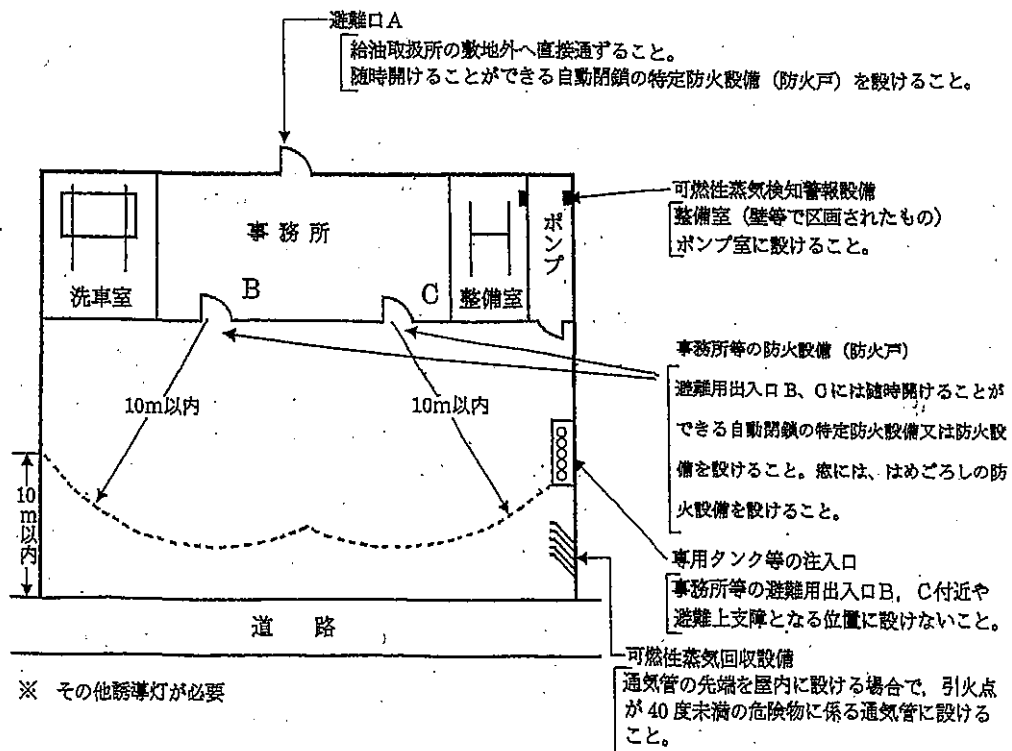
ア 給油取扱所の敷地外に直接通ずる避難口（隨時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられたものに限る。）が設けられ、かつ、壁等により区画された事務所等（当該事務所等の出入口には、隨時開けることができる自動閉鎖の防火設備が設けられ、かつ、窓には、はめごろし戸である防火設備が設けられたものに限る。）の出入口。

イ 自動車等の出入する側に面する屋外の空地のうち避難上安全な場所。

※ 一方のみが開放されている屋内給油取扱所については、避難口等の設置が必要となるが、当該避難口等は、規則第25条の4第1項第1号で定める「給油又は注油の詰替えのための作業場」のあらゆる場所から、災害等を想定した避難経路が確保されたものでなければならない。

- ① 「避難上安全な場所」とは、規則第1条第1項に規定する道路をいう。
- ② 「敷地外に直接通ずる避難口」は、避難上安全な場所又はそれに類する公園、

- 広場、路地等に容易に通じるものとし、概ね 90cm 以上の幅を有する通路とする。
- ③ 避難口が設けられた事務所等の避難に供する出入口のうち、電気式自動ドアを設けるものにあつては停電時、自動的に閉鎖できる構造のものが望ましい。なお、停電時の自動閉鎖装置には、バッテリー電源によるものと、スプリング式によるものがある。
  - ④ 避難口が設けられた事務所等の窓に、はめごろし戸である防火設備を設ける範囲は、当該事務所等が給油空地及び危険物を取扱う室に面する部分が該当する。
  - ⑤ 避難口が設けられた事務所等に該当するのは、規則第 25 条の 4 第 1 項第 1 号の 2 から 4 号までの用途に供する部分である。
  - ⑥ 規則第 25 条の 9 第 1 号に規定する「屋外の空地」とは、給油又は注油のための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地をいう。



## (2) 専用タンク等の注入口の位置

専用タンクの注入口及び規則第 25 条第 2 号に掲げるタンクの注入口は、事務所等の出入口の付近その他避難上支障のある場所に設けないこと。

(規則第 25 条の 9 第 2 号)

### ※ 留意事項

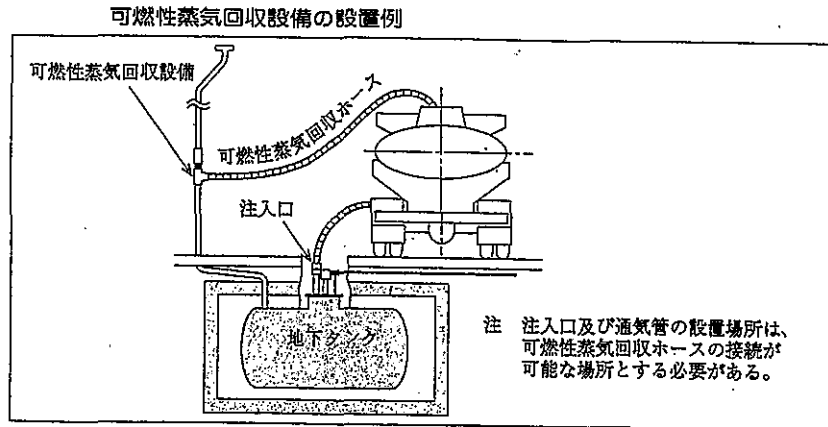
- ① 「事務所等の出入口の付近」とは、事務所、販売室、その他常時人がいる場所のほか、2 階からの階段出口も含まれる。
- ② 「避難上支障のある場所」とは、前面道路の自動車の乗入口付近が含まれる。
- ③ 注入口を設置する位置は単に使用を優先することなく移動タンクの進入方向、避難導線、地盤の傾斜に伴う危険物の流出方向等を総合的に検討し、決定されなければならない。

## (3) 可燃性蒸気回収設備

通気管の先端が、屋内給油取扱所内の用に供する部分に設けられる専用タンクで、引火点が 40℃未満の危険物を取り扱うものには、移動貯蔵タンクから危険物を注入

するときに放出される可燃性蒸気を回収する設備（ベーパーリカバリー等）を設けること。

(規則第25条の9第3号)

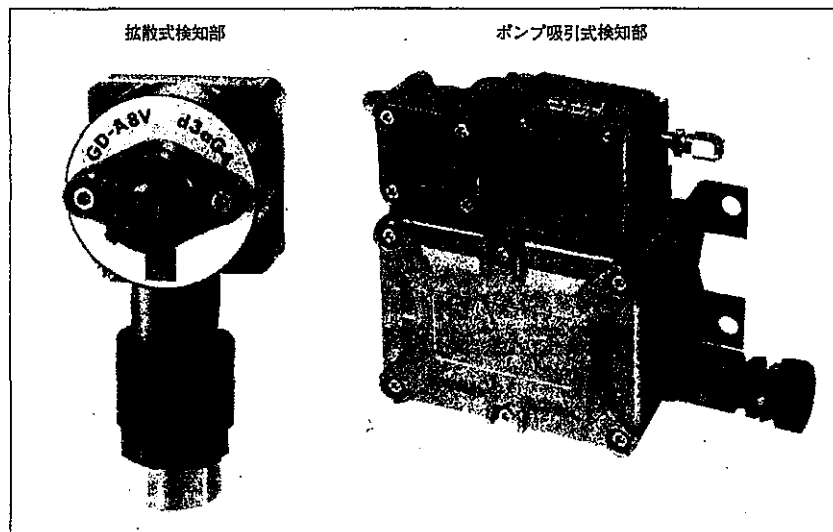


(4) 可燃性蒸気検知警報設備

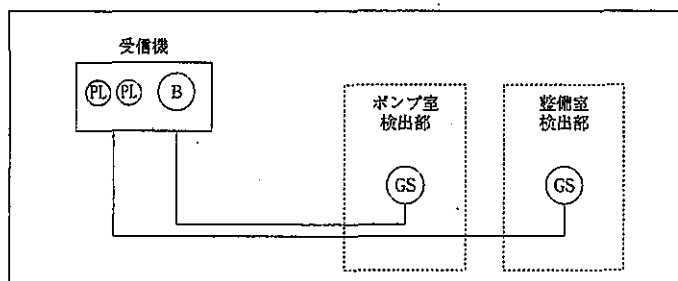
ポンプ室及び自動車等の点検・整備を行う作業場の用途部分で床又は壁で区画されたものの内部には、可燃性蒸気を検知する警報設備（ガス検知器等）を設けること。

(規則第25条の9第4号)

※ 受信機については事務所に設置すること。



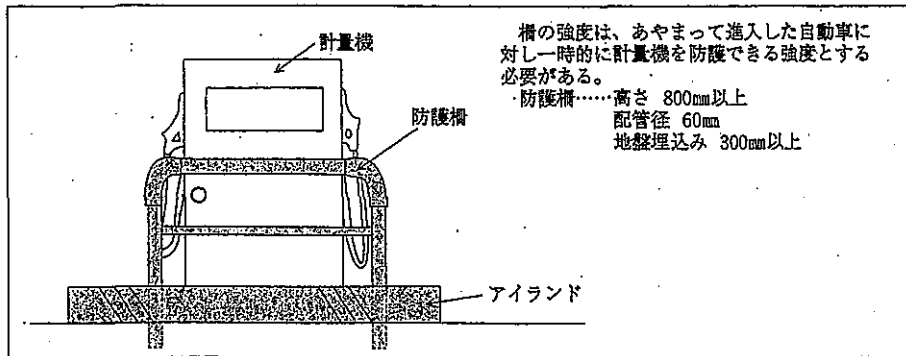
可燃性ガス検知装置の系統例



(5) 衝突防止措置

固定給油設備等には、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

(規則第25条の9第5号)



6 上階がある場合の措置

建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分は、当該部分の上部に上階がある場合にあっては、危険物の漏えいの拡大及び上部への延焼を防止するための総務省令で定める措置を講ずること。

(政令第17条第2項第11号)

※ 注入口等の位置の制限

専用タンク及びボイラー等に直接接続するタンクの注入口並びに給油・注油設備は、建築物内の出入口付近以外の上階への延焼防止上安全な部分に設けること。

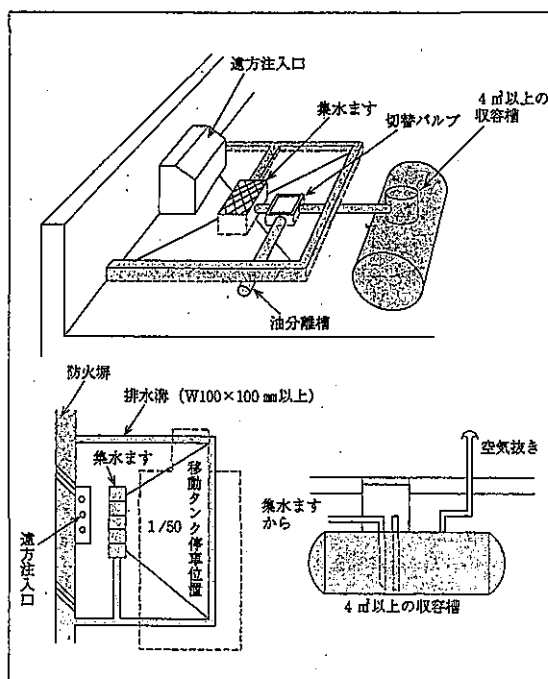
※ 屋根の構造等

給油又は灯油の詰替えのための作業場の出入口の幅以上で外壁と接続し、当該屋根には採光用の窓等の開口部がないものであること。

※ 漏えい局限化対策

専用タンクの注入口及びボイラー等に直接接続するタンクの注入口の周囲には、危険物の漏えい範囲を15㎡以下に局限化するための設備(グレーチング、側溝等)及び漏れた危険物を収納する4㎡以上の回収槽を設けるとともに、これらの設備の付近に可燃性蒸気を検知する警報設備(ガス検知器)を設けること。

漏えい局限化措置の例



※ 延焼防止上有効ひさし

給油取扱所の自動車等の出入りする側の外壁の開口部には、当該開口部の上部に上階の外壁から水平距離 1.5m以上張り出した屋根又は耐火構造を有するひさしを設けること。

ただし、当該開口部の上端部から 7mの範囲内に開口部がない場合はこの限りでない。

① ひさしの先端までの距離規制

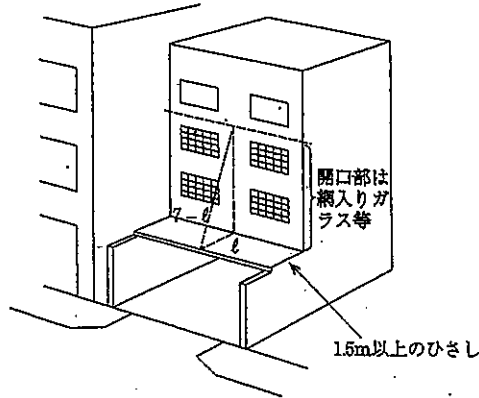
ひさしの先端は、上階の開口部までの間には、7mから当該ひさし等の上階の外壁から張り出した水平距離を減じた長さ以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- ・ はめごろし戸である防火設備を設けた開口部
- ・ 延焼防止上有効な措置（強化ガラス）を講じた開口部

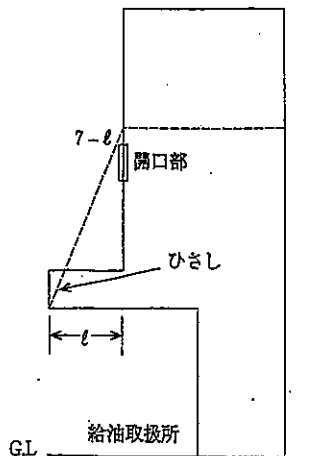
② ひさし等の設置

給油取扱所の自動車等の出入りする側の外壁の開口部の上部に上階の外壁から水平距離1.5m以上の張り出した屋根又は耐火構造を有するひさしを設けること。ただし、当該開口部の上端部から 7mの範囲内に開口部がない場合はこの限りでない。

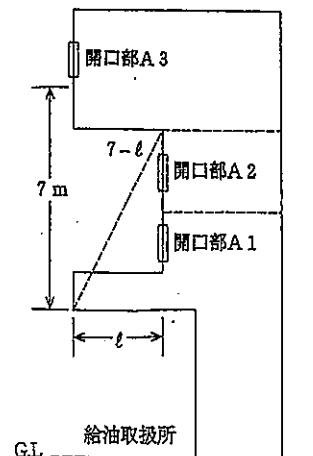
延焼防止上有効なひさしの措置例



ア 一般的なひさしの設置



イ 延焼のおそれのある範囲以外の部分が張り出している例



注1 開口部A1及び開口部A2に対するひさしの長さは $l$ とする。

注2 開口部A3に対するひさしの長さは、 $l = 0$ とする。

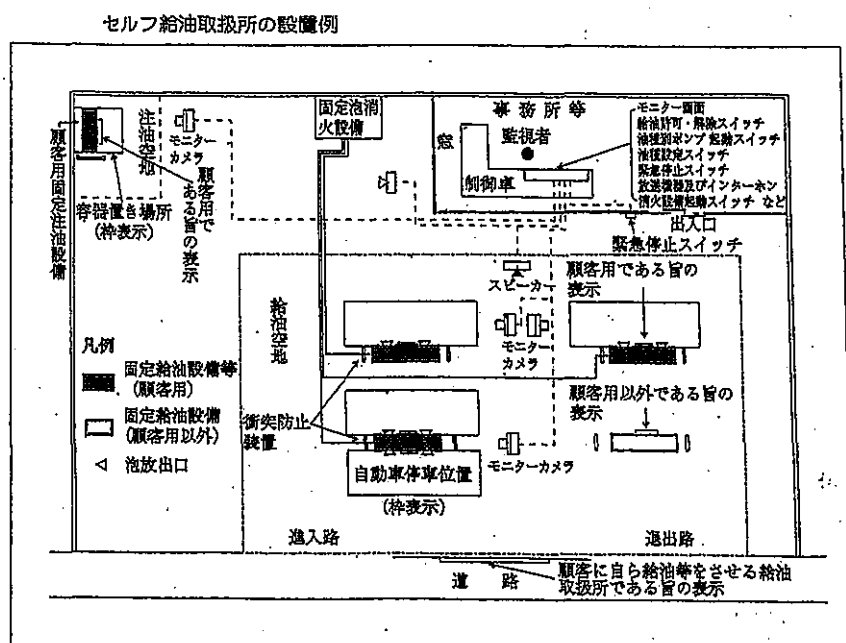
注3 開口部に対するひさしの長さ $l$ は、1.5m以上とする。

## 9. 2 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の特例

### 1 定義

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所とは、顧客に自ら自動車若しくは原動機付き自転車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせることができる給油取扱所である。

※ 当該給油取扱所では、顧客にガソリンを容器に詰め替えさせること及び灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることは、行い得ないものであること。



### 2 特例の基準

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る政令第 17 条第 5 項の規定による同条第 1 項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

- (1) 車両が進入する際、見やすい箇所に顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨を表示すること。

(規則第 28 条の 2 の 5 第 1 号)

※ この場合の表示方法は、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うこと。

なお、一部の時間帯に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯にはその旨を表示すること。

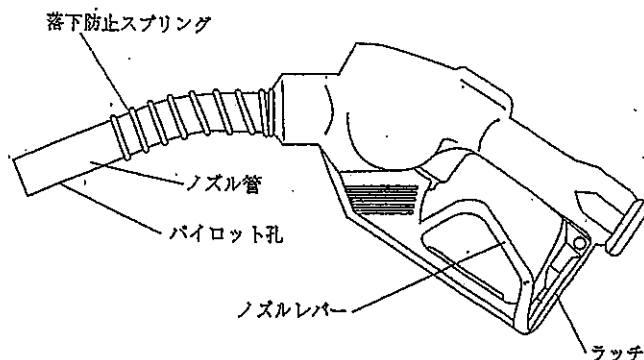
- (2) 顧客に自ら自動車等に給油させるための固定給油設備（以下「顧客用固定給油設備」という。）の構造及び設備は、次によること。

(規則第 28 条の 2 の 5 第 2 号)

ア 給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。この場合において当該手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたもの（ラッチオープンノズル）にあつては、次によること。

(規則第 28 条の 2 の 5 第 2 号イ、ロ)

ラッチオープンノズルの例



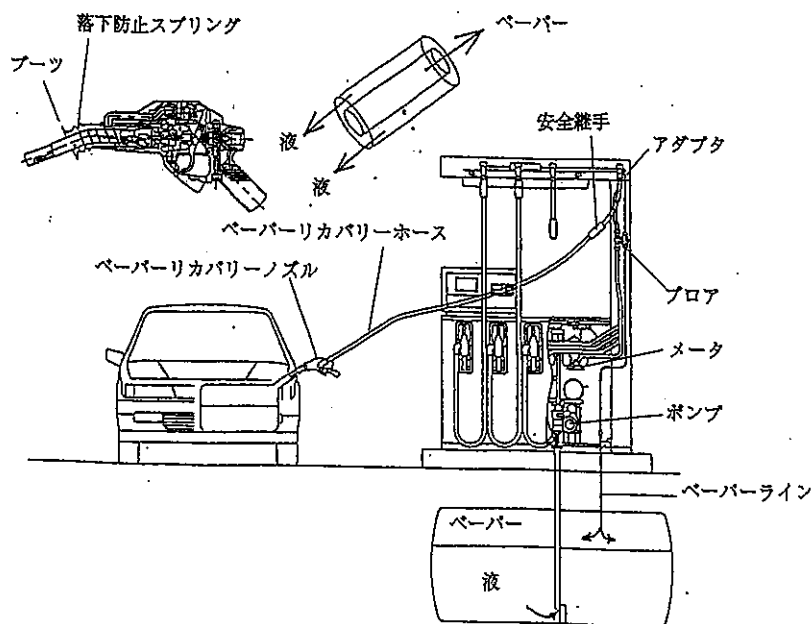
- (ア) 給油作業を開始しようとする場合において、給油ノズルの手動開閉装置が開放の状態であるときは、当該手動開閉装置をいったん閉鎖しなければ給油を開始することができない構造のものとする。
- (イ) 給油ノズルが自動車等の燃料タンク給油口から脱落した場合に給油を自動的に停止する構造のものとする。
- (ウ) 引火点が 40℃未満の危険物を取り扱うホース機器にあつては、自動車等の燃料タンクに給油するときに放出される可燃性の蒸気を回収する装置を設けること。

(規則第 28 条の 2 の 5 第 2 号ロ)

イ 引火点が 40℃未満の危険物を取り扱う給油ノズルは、給油時に人体に蓄積された静電気を有効に除去することができる構造のものとする。ただし、規則 28 条の 2 の 5 第 2 号ロ (3) に規定する可燃性の蒸気を回収する装置を設けた顧客用固定給油設備については、この限りでない。

(規則第 28 条の 2 の 5 第 2 号ハ)

可燃性蒸気回収装置例





ウ 給油ノズルは、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する構造のものとするとともに、自動車等の燃料タンク給油口から危険物が噴出した場合において顧客に危険物が飛散しないための措置を講ずること。

(規則第28条の2の5第2号ニ)

※ 手動開閉装置を開放状態で固定する装置を設けた給油ノズル（ラッチオープンノズル）

固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能するもの。

※ 手動開閉装置を開放状態で固定できない給油ノズル（非ラッチオープンノズル）

15L毎分程度（軽油専用で吐出量が60L毎分を超える吐出量のものにあっては、25L毎分程度）以上の吐出量で給油を行った場合に機能するもの。

エ 給油ホースは、著しい引張力が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。

(規則第28条の2の5第2号ホ)

オ ガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止することができる構造のものとすること。

(規則第28条の2の5第2号ヘ)

※ 油種コンタミ防止装置

給油ノズルに設けられた装置等により、車両の燃料タンク内の可燃性蒸気を測定し油種を判定し（ガソリンと軽油の別を判別できれば足りる。）、給油ノズルの油種と一致した場合に給油を開始することができる構造のもの。

※ 油種別ポンプ起動

顧客が要請した油種の給油ポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油を開始することができる構造のもの。

※ 監視者による油種設定

監視者が、顧客の要請をインターホン等を用いて確認し、制御卓で油種設定をする構造のもの。

カ 1回の連続した給油量及び給油時間の上限をあらかじめ設定できる構造のものとすること。

(規則第28条の2の5第2号ト)

キ 地震時にホース機器への危険物の供給を自動的に停止する構造のものとすること。

(規則第28条の2の5第2号チ)

(3) 顧客に自ら灯油又は軽油を容器に詰め替えさせるための固定注油設備（以下「顧客用固定注油設備」という。）の構造及び設備は、次によること。

(規則第28条の2の5第3号)

ア 注油ホースの先端部に開放状態で固定できない手動開閉装置を備えた注油ノズル（非ラッチオープンノズル）を設けること。

(規則第28条の2の5第3号イ)

イ 注油ノズルは、容器が満量となったときに危険物の注入を自動的に停止する構造のものとすること。

(規則第28条の2の5第3号ロ)

- ※ 「自動的に停止する構造のもの」とは、15L毎分程度以上の吐出量で注油を行った場合に機能するものであり、機能した場合にあっては、注油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び注油を開始することができない構造であること。
- ウ 1回の連続した注油量及び注油時間の上限をあらかじめ設定できる構造のものとする。

(規則第28条の2の5第3号ハ)

- エ 地震時にホース機器への危険物への供給を自動的に停止する構造のものとする。

(規則第28条の2の5第3号ニ)

- (4) 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、次に定める措置を講ずること。ただし、顧客の運転する自動車等が衝突するおそれのない場所に当該固定給油設備若しくは固定給油設備又は簡易タンクが設置される場合にあっては、この限りでない。

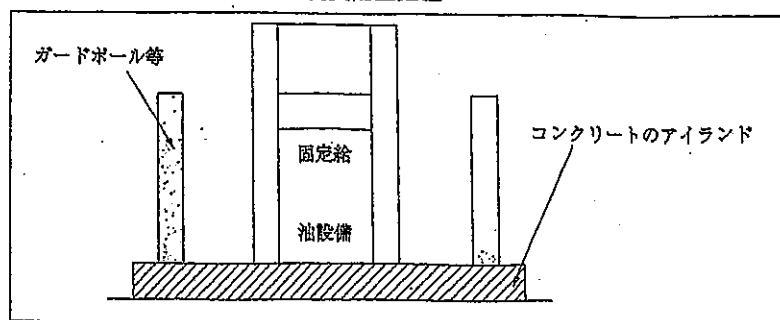
(規則第28条の2の5第4号)

- ア 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンクには、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

(規則第28条の2の5第4号イ)

- ※ 当該措置としては、車両の進入・退出方向に対し固定給油設備等から緩衝空間が確保されるよう、ガードポール又は高さ150mm以上のアイランドを設置するものがあること。

ガードポールによる衝突防止措置



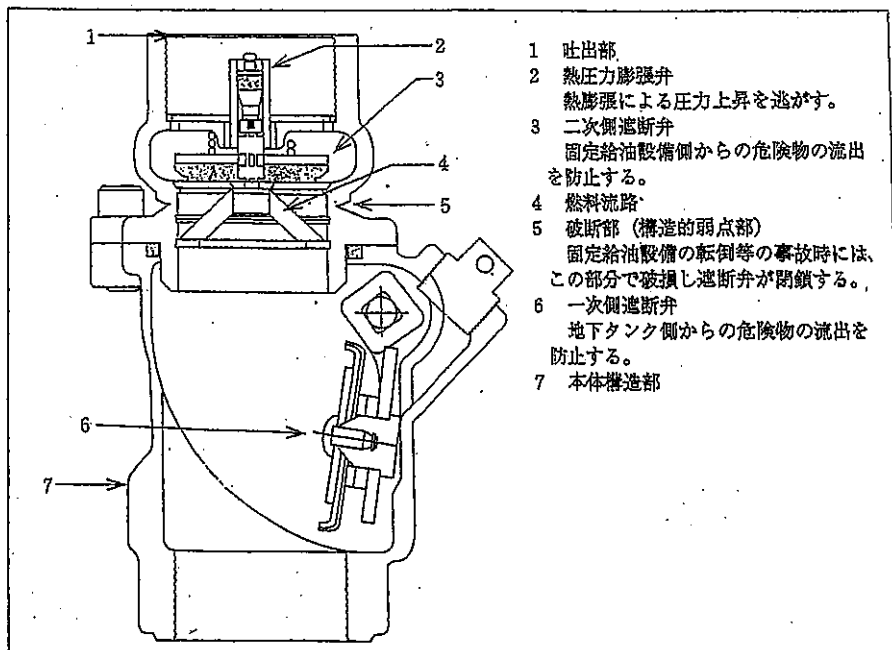
- イ 固定給油設備及び固定注油設備には、当該固定給油設備又は固定注油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備及び固定注油設備にあっては、ホース機器。以下同じ。）が転倒した場合において当該固定給油設備及び固定注油設備の配管及びこれらに接続する配管から危険物の漏えいの拡散を防止するための措置を講ずること。

(規則第28条の2の5第4号ロ)

- ※ 立ち上がり配管遮断弁の設置

一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断する構造のもので、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

立ち上がり配管遮断弁の構造例



- 1 吐出部
- 2 熱圧力膨張弁  
熱膨張による圧力上昇を逃がす。
- 3 二次側遮断弁  
固定給油設備側からの危険物の流出を防止する。
- 4 燃料流路
- 5 破断部（構造的弱点部）  
固定給油設備の転倒等の事故時には、この部分で破損し遮断弁が閉鎖する。
- 6 一次側遮断弁  
地下タンク側からの危険物の流出を防止する。
- 7 本体構造部

※ 立ち上がり配管逆止弁の設置（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備等の場合を除く。）

転倒時にも機能する構造のもので、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。

(5) 固定給油設備及び固定注油設備並びにその周辺には、次に定めるところにより必要な事項を表示すること。

(規則第28条の2の5第5号)

ア 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備には、それぞれ顧客が自ら自動車等に給油することができる固定給油設備又は顧客が自ら危険物を容器に詰め替えることができる固定注油設備である旨を見やすい箇所に表示するとともに、その周囲に地盤面等に自動車等の停止位置又は容器の置き場所等を表示すること。

(規則第28条の2の5第5号イ)

イ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備にあつては、その給油ホース等の直近その他見やすい箇所に、ホース機器等の使用方法及び危険物の品目を表示すること。この場合において、使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」、「静電気除去」等の保安上必要な事項を併せて記載すること。なお、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に記載すること。また、危険物の品目の表示は、次の表の左欄に掲げる取り扱う危険物の種類に応じそれぞれ同表の中欄に定める文字を表示するとともに、文字及び地並びに給油ホース等その他危険物を取り扱うために顧客が使用する設備に色彩を施す場合には、同表の右欄に定める色とすること。

| 取り扱う危険物の種類  | 文字                             | 色   |
|---|--------------------------------|-----|
| 自動車用ガソリン (JIS K2202「自動車用ガソリン」に規定するもののうち1号に限る。)    | 「ハイオクガソリン」<br>又は「ハイオク」         | 黄   |
| 自動車用ガソリン (JIS K2202「自動車用ガソリン」に規定するもののうち1号(E)に限る。) | 「ハイオクガソリン(E)」<br>又は「ハイオク(E)」   | ピンク |
| 自動車用ガソリン (JIS K2202「自動車用ガソリン」に規定するもののうち2号に限る。)    | 「レギュラーガソリン」又は「レギュラー」           | 赤   |
| 自動車用ガソリン (JIS K2202「自動車用ガソリン」に規定するもののうち2号(E)に限る。) | 「レギュラーガソリン(E)」<br>又は「レギュラー(E)」 | 紫   |
| 軽油  | 「軽油」                           | 緑   |
| 灯油  | 「灯油」                           | 青   |

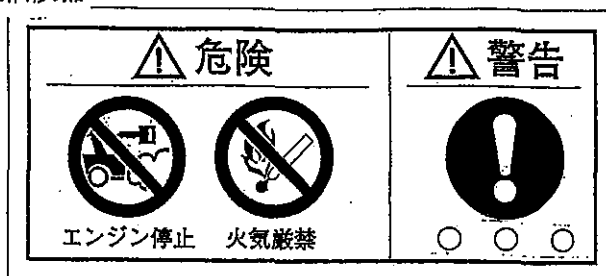
(規則第28条の2の5第5号ロ)

保安上必要な事項の表示例

固定給油設備



固定注油設備



**△ 事故の未然防止のために**

- 給油前に必ず自動車のドア・窓をお閉めください。
- 静電気除去のため、作業前には必ず自動車の金属部分に触れてください。
- 給油作業は必ずお一人で行ってください。
- 給油口付近にお子様近づかないように注意してください。
- その他、ガソリンスタンド内に掲示されている注意事項を守ってください。

ウ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備以外の固定給油設備又は固定注油設備を設置する場合にあっては、顧客が自ら用いることができない固定給油設備又は固定注油設備である旨を見やすい位置に表示すること。

(規則第28条の2の5第5号ハ)

顧客用以外の固定給油設備等の表示例



(6) 顧客に自らによる給油作業又は容器への詰め替え作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備を次に定めるところにより設けること。

(規則第28条の2の5第6号)

ア 制御卓は、すべての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接監視できる位置に設置すること。

(規則第28条の2の5第6号イ)

イ 給油中の自動車等により顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の使用状況について制御卓からの直接的な監視が妨げられるおそれのある部分については、制御卓における視認を常時可能とするための監視設備を設けること。

(規則第28条の2の5第6号ロ)

ウ 制御卓には、それぞれの顧客用固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を開始し、及び停止するための制御装置を設けること。

(規則第28条の2の5第6号ハ)

※ 制御装置には、給油等許可スイッチ及び許可解除スイッチ並びに顧客用固定給油設備等の状態の表示装置が必要であること。

※ 顧客用固定給油設備等を顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のものにあっては、油種設定スイッチを併せて設置すること。

エ 制御卓及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、すべての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設けること。

(規則第28条の2の5第6号ニ)

オ 制御卓には、顧客と容易に会話することができる装置を設けるとともに、給油取扱所のすべての顧客に対し必要な指示を行うための放送機器を設けること。

(規則第28条の2の5第6号ホ)

- ※ 「顧客と容易に会話することができる装置」とは、インターホンがあること。インターホンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近傍に設置すること。また、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に設置すること。
- ※ 制御卓には、固定消火設備の起動装置を設置すること。起動スイッチは透明な蓋で覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時には速やかに操作することができるものであること。
- ※ 制御卓は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置して差し支えないこと。この場合、全ての制御卓に、全ての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置すること。